平成２９年（フ）第１２９２号
埼玉県北本市朝日４丁目83番地２
破産者　洞口　秀子
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４６０号
埼玉県上尾市大字平塚2018番１　プラシードⅡ203、旧住所埼玉県上尾市大字上尾村1335番地46
破産者　佐藤めぐみ
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
福井県鯖江市糺町第23号４番地２　シティハイム糺．207
破産者　内　　法広
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
福井県越前市波垣町第13号13番地
破産者　吉田三千子
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４１１号
愛知県春日井市白山町７丁目４番地17　サニーコート白山102号、従前の住所愛知県春日井市白山町１丁目27番地　高蔵寺ガーデンスクエア1202号
破産者　石黒　悦子
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６７号
名古屋市中川区上流町１丁目16番地
破産者　青木　俊幸
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７１５号
名古屋市北区下飯田町１丁目42番地　プレミアムキャッスル瑠璃光ウエスト202号、従前の住所名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地１棟703号
破産者　石川　大輔
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９１３号
東京都中野区東中野２丁目17番23号　メゾンクレール103
破産者　後藤　陽子
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５４５号
名古屋市天白区元八事１丁目82番地　ＬＥＯ　ＮＥＸＴ　元八事西103号、従前の住所愛知県豊田市井上町７丁目72番地１　レオパレスサンシャイン井上109号
破産者　ｊｉｔｔｅｒ　ｂｕｇこと　斎藤　晃典
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６０８号
名古屋市昭和区福江２丁目３番26号　Ｕｒｂａｎ　Ｌ　203号室、住民票上の住所愛知県知多市日長字神之木82番地
破産者　赤井　県美
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６１７号
愛知県清須市桃栄２丁目210番地　Ｂ棟
破産者　松原　慧介
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０７号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番９―408号
破産者　日浦　政男
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６１号
奈良市神殿町162番地の18　印南マンション403号
破産者　辻村　臣也
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２２号
北海道白老郡白老町字虎杖浜76番地９、開始決定時の住所北海道白老郡白老町字虎杖浜110番地14
破産者　本間　　淳
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
釧路市星が浦北２丁目３番32号　丸山方
破産者　陣　　由美
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１５号
岩手県釜石市天神町５番　釜石市天神町仮設団地21－３号室、破産手続開始決定時の住所岩手県釜石市天神町５番　釜石市天神町仮設団地７－５号室
破産者　山崎　　弾（破産手続開始決定時の姓　前川）
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７４３号
横浜市栄区亀井町９番２号、開始決定時の住所横浜市栄区庄戸３丁目15番26号
破産者　小宮　修一
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５５４号
横浜市金沢区富岡西２丁目２番21号、前住所横浜市旭区東希望が丘170番地15
破産者　藤原　大助
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部